令和5年度第1回龍ケ崎市福祉有償運送運営協議会

日時:令和5年9月4日(月)

午前10時から

場所:地域福祉会館 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
- (1) 福祉有償運送等の運営状況について(報告)
- (2) 福祉有償運送に係る更新登録申請について
- 4 その他
- 5 閉 会

龍ケ崎市福祉有償運送運営協議会委員一覧

任期:令和4年6月1日から令和6年5月31日まで

No.	選出区分	機関・団体名	氏 名	新再の別
1	茨城運輸支局長の指名する職員	 関東運輸局茨城運輸支局 	仲野 俊二	新任
2	福祉有償運送事業実施団体の代 表者	特定非営利活動法人ユーアンドアイ	佐藤 真智子	再任
3	タクシー事業者等交通事業者の	関東鉄道株式会社	ららり さし 白鳥 賢	R4. 10. 1~
4	代表者	龍ケ崎地区タクシー運営協議会	のざわ たつや 野澤 達也	再任
5	ボランティア団体の代表者	龍ケ崎市ボランティア連絡協議会	小嶋三枝子	再任
6	学識経験者	流通経済大学	佐藤 純子	新任
7	福祉有償運送事業の利用者団体 の代表者	龍ケ崎市身体障害者福祉協会	Teft Vets 寺田 寿夫	新任
8	市の職員	福祉部次長	なかじま まきゆき 中嶋 正幸	R5. 4. 1~
9		福祉部障がい福祉課長	篠塚 寿也	R5. 4. 1~

福祉有償運送等運行状況

令和4年度 特定非営利活動法人 ユーアンドアイ運行状況

		利用登卸	录会員数	ζ			運行	回数		壬 7分 11 154	THE TOTAL A
	`介護	障がい	その他	計		通院通所	買物	その他	計	乗務距離	利用料金
4					4月	11回	0回	0回	11回	90.1 km	32,010円
4 月 6 月	9人	0人	0人	9人	5月	14回	0回	0回	. 14回	97.0 km	32,670円
月		-			6月	6回	0回	3回	9回	87.0 km	22, 330円
7	,				7月	10回	0回	0回	10回	66.2 km	28, 490円
7 月 9 月	9人	0人	- 0人	9人	8月	12回	0回	0回	12回	71.8 km	28, 160円
月	-				9月	8回	1回	0回	9回	55.8 km	17, 050円
1 O 月 ~		·			10月	8回	0回	0回	8回	50.0 km	19, 360円
	9人	0人	0人	9人	11月	8回	1回	0回	9回	41.6 km	19, 800円
1 2 月					12月	10回	2回	1回	13回	77.8 km	29, 150円
1	.*		-		1月	6回	2回	0回	8回	70.6 km	22, 440円
1 月 3 月	12人	0人	0人	12人	2月	6回	11回	0回	17回	66.0 km	33, 660円
月					3月	8回	9回	0回	17回	67.9 km	37, 400円
	合計						26回	4回	137回	841.8 km	322, 520円

令和4年度 医療法人 竜仁会運行状況

		利用登録会員数					運行	回数		₹ ₹₩ ₽₽ ₽	-//	
-	介護	障がい	その他	計		通院通所	買物	その他	計	乗務距離	涯	利用料金
4		·			4月	20回	0回	0回	20回	78. 0	km	23, 386円
4 月 6 月	16人	0人	0人	16人	- 5月	13回	0回	0回	13回	36. 8	km	15, 200円
月		- ·	. <u>-</u>	-	6月	30回	0回	0回	30回	124. 0	km	35, 079円
7					7月	19回	0回	0回	19回	67.8	km	23, 386円
7月~9月	18人	0人	0人	18人	8月	29回	0回	0回	. 29回	80. 2	km	32, 630円
月		·		-	9月	22回	0回	0回	22回	69. 5	km	23, 386円
1 0		-	-		10月	22回	0回	0回	22回	63. 4	km	25, 834円
0月~12月	18人	0人	0人	18人	11月	29回	0回	0回	29回	116.6	km	33, 139円
2 月					12月	25回	0回	0回	25回	69. 3	km	27, 553円
1 1					1月	23回	0回	0回	23回	59. 0	km	28, 063円
1 月 ~ 3 月	22人	0人	0人	22人	2月	16回	0回	0回	16回	44. 5	km	16, 150円
月					3月	12回	0回	0回	12回	30. 0	km	13, 811円
,		合計				260回	.0回	0回	260回	839. 1	km	297, 617円

令和4年度 龍ケ崎市内福祉有償運送 運行状況 (2事業者合計)

		利用登	录会員数	ά			運行	回数	•	手 2分月二次#	ZII FENDI A
	介護	障がい	その他	計		通院 通所	買物等	その他	計	乗務距離	利用料金
4			,		4月	31回	0回	0回	31回	168.1 km	55, 396円
4 月 6 月	25人	0人	0人	25人	5月	27回	0回	0回	27回	133.8 km	47,870円
月				·	6月	36回	0回	3回	39回	211.0 km	57, 409円
7	-				7月	29回	0回	0回	29回	134.0 km	51,876円
7 月 ~ 9 月	27人	0人	0人	27人	8月	41回	0回	0回	41回	152.0 km	60, 790円
月			i je		9月	30回	1回	0回	31回	125.3 km	40, 436円
1 0					10月	30回	0回	0回	30回	113.4 km	45, 194円
月 ~ 1 2 月	27人	0人	0人	27人	11月	37回	1回	0回	38回	158.2 km	52, 939円
2 月		•	•		12月	35回	2回	1回	38回	147.1 km	56, 703円
1					1月	29回	2回	0回	31回	129.6 km	50, 503円
1 月 ~ 3 月	34人	0人	0人	34人	2月	22回	11回	0回	33回	110.5 km	49, 810円
月			·	-	3月	20回	9回	0回	29回	97.9 km	51,211円
年度末会員数	34人	0人	0人	34人	合計	367回	26回	4回	397回	1,680.9 km	620, 137円

令和 4 年度 公共交通実績

●コミュニティバス

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
00内回り	6,177	5,807	6,069	6,310	6,141	6,068	6,857	6,266	6,406	5,909	5,328	6,356	73,694
00外回り	5,269	5,356	5,315	5,813	5,656	5,502	5,902	5,430	5,637	5,009	4,938	5,708	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
01南が丘・長沖線	843	871	883	867	891	965	960	925	890	787	871	976	
02長山・松葉線	2,135	2,183	2,324	2,167	2,093	2,261	2,338	2,160	2,133	1,901	2,083	1,987	25,765
03長戸・白羽線	369	329	362	317	324	316	378	318	329	328	301	330	4,001
04大宮線	461	475	496	526	588	543	584	534	591	464	521	554	
05八原線	296	275	308	267	156	297	350	326	328	257	306	279	
06佐貫・川原代線	724	740	779	825	732	856	742	855	712	753	761	967	9,446
07若柴線	730	730	799	941	853	932	929	929	998	773	818	873	10,305
シャトルバス	227	211	215	223	236	202	240	204	235	223	230	214	
計	17,231	16,977	17,550	18,256	17,670	17,942	19,280	17,947	18,259	16,404	16,157	18,244	211,917

▶ ●乗合タクシー

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
388	337	393	409	457	420	400	438	481	323	322	348	4,716

・年齢別

		割合
-19	111	2.4%
20-29	2	0.0%
30-39	329	7.0%
40-49	141	3.0%
50-59	53	1.1%
60-69	504	10.7%
70-79	1,243	26.5%
80-89	1,953	41.6%
90-	358	7.6%

・目的地別

		割合 (自宅除く)
自宅	1,974	
龍ケ崎市役所	194	7.1%
関東鉄道竜ヶ崎駅	276	10.1%
龍ケ崎済生会病院	1,408	51.3%
総合福祉センター	2	0.1%
大昭ホール龍ケ崎(龍ケ崎市文化会館)	67	2.4%
市民窓口ステーション(サプラモール内)	738	26.9%
さんさん館	57	2.1%
- A - (+: A)		

・乗合別 (割合)

1人	2人	3人	4人以上
72.7%	24.4%	2.7	% 0.2%

・乗車便別

	ダイヤ		割合
1	8:00	549	11.6%
2	9:30	897	19.0%
3	11:00	909	19.3%
4	12:30	823	17.5%
5	14:00	671	14.2%
6	15:30	365	7.7%
7	17:00	173	3.7%
8	18:30	329	7.0%

●各種制度利用状況

	販売実績
・コミュニティバス回数券	3,140
・コミュニティバス1日乗車券	3,486
・ランドセルチケット	98
・手帳所有者用コミュニティバス回数券	837

・高齢者運転免許自主返納支援事業実績	件数
コミュニティバス無料乗車券	130
乗合タクシー回数券(12回分)	44

・コミュニティバス定期券販売実績	1か月	3 か月	6 か月	12か月
おたっしゃパス(コミバス限定)	178	. 76	66	
おたっしゃパス (コミバス+路線バス)	118	56	10	
通学定期券	26	22	11	5

更新登録申請資料 (医療法人 竜仁会)

内容	書類	様式	要否	提出	備考
更新登録の申請	更新登録申請書	第2-2号	0	0	
(申請書別紙)	料金表		Δ	0	別紙で示す場合には添付する。
(1) 定款又は寄付行為、登記事項	定款又は寄付行為		Δ	0	変更なければ省略可
証明書、役員名簿	登記簿謄本の写し		Δ	0	変更なければ省略可
	役員名簿		Δ	0	変更なければ省略可
(2) 法第79条の4第1~4号に	宣誓書	第3号	·.		
該当しない旨を証する書類			Ó	0	
(3)地域公共交通会議等において	地域公共交通会議等におい	第2-5号			協議会での協議後に事務局が作
協議が調ったことを証する書類	て協議が調ったことを証す		*		成し交付(事務局作成案を参
	る書類		·		照)
(4) 自家用有償旅客運送自動車に	自家用有償旅客運送に使用	参考第イ号			
ついての使用権原を証する書類	する車両の一覧		0	O .	·
	車検証の写し		Δ	_	変更なければ省略可
*	(申請者所有でない車両の				福祉有償運送実施中は、使用権
	場合)契約書又は使用承諾		_		原・責任が申請者にあることを
	書				定めたもの
	•				変更なければ省略可
(5) 運転者が必要な要件を備えて	運転者就任承諾書兼就任予	第4号		(
いることを証する書類	定運転者名簿			0	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	運転免許証の写し				事務局での確認のみ。協議資料
			0		には含めず
	(第二種免許でない場合)		0		
	講習会修了証等の写し				
	以下のいずれか			· .	
	・介護福祉士等の登録証の			0	*
	写し		0		•
	・講習会修了証等の写し				
(6) 運行管理の責任者及び運行管	運行管理の責任者 就任承諾	第6号	0	0	
理の体制を記載した書類	書		. 0	, .	
(7)整備管理の責任者及び整備管	運行管理の体制等を記載し	第7号			運行・整備を委託しているとき
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	た書類		0	0	は委託先も含めた体制を記載す
(8) 事故発生時の対応に係る責任					る
者及び連絡体制を記載した書類	(車両が5両以上の事務所				車両を5両以上有する事業所が
	の場合)安全運転管理者に		Δ	·	ある場合には必要
	関する書類の写し				-
(9) 自家用有償旅客運送自動車の	自動車保険の契約申込書の				
	写し				
命、身体又は財産の損害を賠償する			0	0	
ための措置を講じていることを証す				l	
る書類					
(10) 運送しようとする旅客の名簿	旅客の名簿	参考第ハ号	0	0	
	身体状況等、態様ごとの会	参考第ハ号	0		
• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	員数			0	

※ 協議資料のうち、個人の住所については市町村名までの表示とじています。

令和5年8月 日

関東運輸局 茨城運輸支局長 殿

名 称 医療法人竜仁会 住 所 龍ケ崎市馴柴町1区15番地1 代表者の氏名 理事長 牛尾 浩樹

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 名称、住所、代表者の氏名 医療法人竜仁会 龍ケ崎市馴柴町1区15番地1 理事長 牛尾 浩樹
- 2. 登録番号 関茨福第 41 号
- 3 自家用有償旅客運送の種別 福祉有償運送
- 4. 運送の区域

区域	備	考
龍ケ崎市		

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
牛尾病院訪問介護センター	龍ケ崎市寺後 3937 番 10

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

	事務所の名称	所有	1	寝台	車	車い	す車	兼	用車	回転シ	ート車	セタ	ン等	合	計
	事物がひつか	区分	}	(軽)		(₫	圣)	(<u>i</u>	隆)	(≢	圣)	(1	圣)	([軽)
	牛尾病院	所有	_				1	-					3		4
	訪問介護センター	ולת 15	3	())	(0)	() .	. () ₁	. (3)	(3)
		+± `1			*		*		*		*		*		*
	持 込			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		合 討	L			•								,	4
L				()	(0)	()	()	()	(3)

軽自動車については、()内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
0	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	へ 介護保険法施行規則第 140条の 62の 4第2号のる基準(基本チェックリスト)に該当する者
	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに〇を付すものとする。

- 8. 運送の区域ごとの対価の額 (必要に応じ関係資料を添付のこと) 別紙のとおり
- 9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合)協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1~4号に該当しない旨を証する書類
- (3)地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

通院乗降等介助料金表(牛尾病院訪問介護センター)

通院乗降等介助		109単位				
介護職員処遇改善加算	1カ月の総単位数×13.7%					
介護職員等特定処遇改善加算	1カ月の総単位数×4.2%					
訪問介護ベースアップ支援加算	1カ月の総単位数×2.3%					
地域加算(龍ケ崎市)	1単位につき10.70円					
運賃	1回に	つき100円(別途消費	費稅)			
負担割合 (介護保険負担割合証による)	1割	2割	3割			
負担金額	251円	392円	533円			

医療法人 竜仁会 定款

第1章 名称及び事務所

第1条 本社団は、医療法人 竜仁会と称する。

第2条 本社団は、事務所を茨城県龍ケ崎市馴柴町1区15番地1に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本社団は、病院・介護老人保健施設・介護医療院を経営し、科学的でかつ適正な医療の普及、及び要介護者等に対する看護、医学的管理下における介護・機能訓練、その他必要な医療、療養上の管理、日常生活上の世話等を行うことを目的とする。

第4条 本社団の開設する病院・介護老人保健施設・介護医療院の名称及 び開設場所は、次の通りとする。

- (1) 牛尾病院 茨城県龍ケ崎市馴柴町1区15番地1
- (2)介護老人保健施設「けやきの郷」茨城県龍ケ崎市若柴町字沖餅1741番地1
- (3) 牛尾病院介護医療院 茨城県龍ケ崎市馴柴町1区15番地1

第5条 本社団は、前条に掲げる病院・介護老人保健施設・介護医療院を 経営するほか次の業務を行う。

- (1)介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業、指定介護予防支援事業又は第1号介護予防支援事業の運営

 - 住 所 茨城県龍ケ崎松葉一丁目6番地1
 - ・名 称 指定居宅介護支援事業所 もみじ館
 - 住 所 茨城県龍ケ崎市寺後3937番10
- (2)介護保険法に基づく訪問介護事業、介護予防訪問介護事業又 は第1号訪問事業の運営
 - ・名 称 牛尾病院 訪問介護センター住 所 茨城県龍ケ崎市寺後3937番10

- (3)介護保険法に基づく通所介護事業、介護予防通所介護事業又 は第1号通所事業の運営
 - ・名 称 デイサービスセンター もみじ館住 所 茨城県龍ケ崎市寺後3937番10
- (4)削除
- (5) 訪問看護ステーション事業の運営
 - ・名 称 牛尾病院 訪問看護ステーション 住 所 茨城県龍ケ崎市馴柴町1区15番地1
- (6)削除
- (7) 障害福祉サービス事業の運営
 - ・名 称 介護老人保健施設 けやきの郷住 所 茨城県龍ケ崎市若柴町字沖餅1741番地1
- (8) 有料老人ホーム事業の運営
 - ・名 称 介護付き有料老人ホーム ひのき 住 所 茨城県龍ケ崎市馴柴町三区739番
- (9)特定施設入居者生活介護事業の運営、介護予防特定施設入居者生活 介護事業の運営
 - ・名 称 介護付き有料老人ホーム ひのき住 所 茨城県龍ケ崎市馴柴町三区739番
- (10)認知症対応型老人共同生活援助事業(認知症対応型共同生活介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護)の運営
 - ・名 称 グループホーム もみじ館住 所 茨城県龍ケ崎市寺後3937番10
- (11) 事業所内保育事業の運営
 - ・名 称 かるがも保育園住 所 茨城県龍ケ崎市川崎町81番地1
- (12)) 龍ケ崎市との業務受託契約に基づく地域包括支援センター事業 の運営
 - ・名 称 龍ケ崎市西部地域包括支援センター 牛尾病院住 所 茨城県龍ケ崎市川崎町98番地
- (13) 指定介護予防支援事業の運営
 - ・名 称 龍ケ崎市西部地域包括支援センター 牛尾病院住 所 茨城県龍ケ崎市川崎町98番地

第3章 社員

- 第6条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。
- 第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。
 - (1) 除名
 - (2) 死亡
 - (3) 退.社
 - 2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の決議を経て除名することができる。
- 第8条 前条に定める場合のほか、やむを得ない理由のあるときは、社員 はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することが出来 る。
- 第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払い戻しを請求す ることができる。

第4章 資産及び会計

- 第10条 本社団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理 する。
- 第11条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは 信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものと する。
- 第12条 本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の 議決を経て定める。
- 第13条 本社団の会計年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に 終わる。

- 第14条 本社団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。
 - 2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を 事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、 正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならな い。
 - 3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事 の監査報告書を茨城県知事に届け出なければならない。
- 第15条 決算の結果、剰余金が生じたときは、理事会及び社員総会の議決 を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金とし て積み立てるものとし、配当してはならない。

第5章 役員

第16条 本社団に、次の役員を置く。

(1) 理 事 3名以上 5名以内

うち 理事長

1名

(2) 監事

1名

- 2 理事及び監事は、社員総会において本社団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを 妨げない。
- 第17条 理事長は、理事の互選によって定める。
 - 2 本社団の開設する病院及び介護者人保健施設の管理者は、必ず理 事に加えなければならない。ただし、茨城県知事の許可を受けた場 合はこの限りではない。
 - 3 前項の理事は、管理者の職を退いた時は、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。
- 第18条 理事長のみが本社団を代表する。
 - 2 理事長は本社団の業務を総理する。
 - 3 理事は本社団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長からあらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
 - 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本社団の業務を監査すること。

- (2) 本社団の財産の状況を監査すること。
- (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書 を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出 すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを茨城県知事又は社員総会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
- (6) 本社団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- 5 監事は、本社団の理事又は職員をかねてはならない。
- 第19条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残留期間とする。
 - 3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまで、その職務を行うものとする。

第6章 会議

- 第20条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時 総会と臨時総会に分ける。
- 第21条 定時総会は、毎年2回、9月及び11月に開催し、臨時総会及び 理事会は随時必要な時に開催する。
- 第22条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理 事会を招集することができる。
 - 2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。
 - 3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 4 理事会を構成する理事も3分の1以上から連名を持って理事会の 目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を召集 しなければならない。

- 第23条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。
 - 1 定款の変更
 - 2 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む)
 - 3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
 - 4 収支予算及び決算の決定
 - 5 剰余金又は損失金の処理
 - 6 借入金額の最高限度額の決定
 - 7 社員の入社及び除名
 - 8 本社団の除名
 - 9 他の医療法人との合併契約の締結
 - 10 その他の重要な事項
- 第24条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、 議決することができない。
 - 2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。
- 第25条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で 社員に通知しなければならない。
 - 2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。
- 第26条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。
- 第27条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理 人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代 理人は社員でなければならない。
 - 2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
- 第28条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項に つきその議決権を行使できない。
- 第29条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。
 - 2 理事会の議事についての細側は、理事会で決める。

第7章 定款の変更及び解散

- 第30条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、茨城県知事の許可を得なければ変更することができない。
- 第31条 本社団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、社 員総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。
- 第32条 本社団が解散した場合残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。

第8章 雑則

第33条 本社団の広告は官報によって行う。

第34条 この定款の施行細側は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

以上

附則

平成29年2月15日 第5条(6)短期入所生活介護・介護予防短期入所生活 介護事業の運営削除

平成29年2月15日 第5条(10)認知症対応型老人共同生活援助事業の運 営を追加

平成29年2月15日 第5条(11)事業所内保育事業の運営を追加

平成30年2月28日 第5条(1)介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業の運営追加、条文表記を変更

第5条(2)介護保険法に基づく第1号訪問事業の運営 追加、条文表記を変更、

第5条(3)介護保険法に基づく第1号通所事業の運営 追加、条文表記を変更

平成30年6月25日 第3条条文に「介護医療院」の経営を追加及び条文文言 を変更

第4条条文に「介護医療院」を追加及び開設する介護医療院の名称・開設場所を次のとおり追加

(3) 牛尾病院介護医療院

茨城県龍ケ崎市馴柴町1区15番地1 第5条条文に「介護医療院」の経営を追加 第5条(3)の下記事業所を削除

・名称 牛尾病院デイサービスセンター

・場所 茨城県龍ケ崎市川崎町98

令和5年4月1日

第5条条文に(12)龍ケ崎市との業務受託契約に基

づく地域包括支援センター事業の運営を追加

令和5年4月1日

第5条条文に(13)指定介護予防支援事業の運営を

追加

令和5年4月1日

第5条条文の(4)の龍ケ崎市在宅介護支援センター事

業の運営を削除

関東運輸局茨城運輸支局長 殿

宣誓書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和5年8月 日

名 称 医療法人竜仁会 牛尾病院 住 所 龍ケ崎市馴柴町1丁目15-1 代表者の氏名 理事長 牛尾 浩樹 印

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称医療法人竜仁会

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	土浦580て2703	4	医療法人竜仁会	医療法人竜仁会	
2	土浦580て4050	4	医療法人竜仁会	医療法人竜仁会	
3	土浦580ひ9797	4	医療法人竜仁会	医療法人竜仁会	
4	土浦501ほ7747	5	医療法人竜仁会	医療法人竜仁会	
5	-	· -			
6					
7					-
8					
9				-	-
10					
11					
12					
13					·
14					
15					
16				-	
17					-
18		-			
19					
20					

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者(医療法人竜仁会)が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	r	æ	/3-		運転免許の種類	
	氏	名	住	所	区分	種類
1					大型	2 種
2					中型	1種
3					中型	1種
4			4		中型	1種
5	•					種
6						種
7		:				種
8						種

- ※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別(普通・大型及び1種・2種)を記載すること。
- ※ 第2種運転免許を有しない者にあっては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ※ 福祉輸送を行うにあたり福祉自動車以外を使用して行う場合にあっては、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

乗務者の就任承諾書 兼 就任予定乗務者名簿【福祉輸送を行う場合】

申請者(医療法人 竜仁会)が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾致します。

	氏	名	住	Ī.	听	資格の種類
1						セダン等運転 講習者
2					•	
3) .	

※ 施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

セダン型等の自動車を使用して、福祉輸送を行う場合であって、施行規則第51条の16第3項に規定する 要件を備えない運転者が乗務する場合にあっては当該要件を備えた者を乗務させることが必要。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者(医療法人竜仁会)が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和5年8月 日



※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体(申請者名)

医療法人竜仁会

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名(

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託	協力
1			安全運転 管理者		
2					
3					

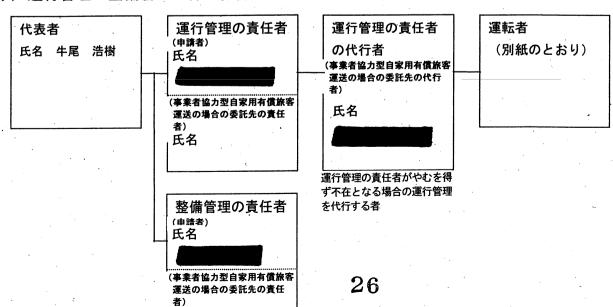
- > 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の 運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれか の要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ▶ 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- ▶ 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- ▶ 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

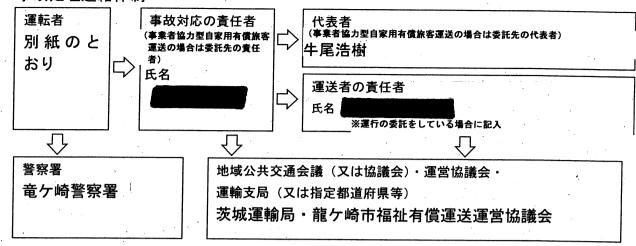
No	氏	名	住所	協力
1				
2				·
3				

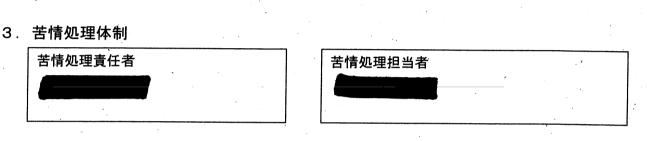
▶ 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制





旅 簿 客 名 の

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称医療法人竜仁会

番号	氏 名	住	所	入会年月日	運送を必要とする理由							備考	
		71	μ.	г ут	八五十万日	1	П	Λ,	=	ホ	^	۲	7 3 7 7 1
1					H27. 2. 25	-		-	0	-	-		-
2					H28. 5. 20		,		0				
3					Н30. 1. 10				0				
4					Н30. 11. 10				0				
5					H30. 11. 15	-	-		0	- '		-	-
6		#			R2. 5. 1				O				
7					R2. 10. 16				0	•			
8					R3. 6. 30				0			·	
. 9					R3. 9. 13	-	-		0	-	. <u>-</u>		-
10					R3. 12. 22				0				
11					R4. 3. 1		-		0				
12					R4. 3. 7				0		·		
13					R4. 4. 9				0				
14					R4. 6. 29				0				
15					R4. 6. 29				0				
16					R4. 11. 30				0				
17		-			R4. 10. 11				,O				
18					R5. 1. 13				Q				
19					R5. 2. 10				0				
20	自.什麼宝=				R5. 2. 10				0				

- イロ
- ハニ
- 身体障害者 精神障害者 知的障害者 要介護認定者
- ホ 要支援認定者
- 基本チェックリスト該当者
- その他(肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害)

旅 客 名 の

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称医療法人竜仁会

番号	- A	L 4 H =C		運送を必要とする理由							
	氏 名	住 所	入会年月日	1	П	1	=	ホ	^	 	備考
1			R5. 3. 29				0				
2			R5. 2. 26				0				
3										·	-
4											
5	-			-							-
6											
7					٠.						-
8										-	
9					-		-				-
10											
11	·										
12											
13				*							
14			-	:							
15											
16						`					
17					·	•	1,				
18									-		-
19											,
20	身										

身体障害者 精神障害者 知的障害者 要介護認定者

要支援認定者 木

基本チェックリスト該当者

その他(肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害)

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称	医療法人竜仁会
L	

身体障害者			人	数	要	介護認定者	人	数
	6	級				要 介 護 1		7
7	5	級				要 介 護 2		6
	4	級	1			要 介 護 3] 	6
	3	級	 			要 介 護 4		3
	2	級		-	-	要 介 護 5		0
	1	級			合計		! ! !	22
					要	支援認定者	人	数
合計						要 支 援 1	: : : : : :	
精神障	精神障害者			数		要支援2		
·	3	級	1 1 1 1 1		合計			
	2	級	1 		★	… 九日21 武火夫	人	数
	1	級	i ! ! !		基本アエ	ックリスト該当者		
			 		合計			
슴計			 		その他の)障害を有する者	人	数
知的障	知的障害者			数	v	肢体不自由		
	軽	度				内 部 障 害		
	中	度			-	知的障害(認定者を除く)		
	重	度				精神障害(認定者を除く)	,,	
						その他		
	合 計					슴 計		
総合計								